

## 第8回議会改革特別委員会

日時：令和7年11月4日（火）

午前10時

場所：委員会室1

### 【議事日程】

第1 議会活動の発信機能の強化について

第2 議員定数について

第3 その他

【次回日程】令和7年11月17日（月） 午後1時30分から

# (修正案)

## 北本市議会ＳＮＳ運営ポリシー及びソーシャルメディアにおける情報発信ガイドライン

令和3年10月20日 施行

### 1 このポリシー及びガイドラインの目的

北本市議会では、積極的な情報発信を目指し、Twitter<sup>X</sup>、Facebook、YouTubeなどのソーシャルメディアの活用を進めることとします。そこで、ソーシャルメディアにおける情報発信の事務手続きが適切に行われるようとするため、ＳＮＳの運営方法や基本的な考え方、留意点を明らかにする「北本市議会ＳＮＳ運営ポリシー及びソーシャルメディアにおける情報発信ガイドライン」を策定します。

### 2 北本市議会ＳＮＳ運営ポリシー

- (1) 運営主体 議会事務局がＳＮＳアカウントの運営管理を行います。
- (2) 掲載主体 北本市議会議員及び議会事務局職員が情報の掲載を行います。
- (3) 掲載方針 本ガイドラインに従って掲載します。
- (4) コメントへの対応 コメントに対する返答は行わないこととします。

※以下に挙げる内容を含むコメントについては削除する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・公序良俗に反する内容
- ・違法又は反社会的な内容
- ・政治活動、選挙運動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- ・北本市若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- ・その他運営者が不適切と判断した内容

#### (5) ＳＮＳアカウントの停止について

北本市議会の管理する各ＳＮＳで情報を提供するにそぐわない理由がある場合、その理由を北本市議会ホームページに明記し、北本市議会の各ＳＮＳアカウントを速やかに削除するものとする。

### 3 情報発信の決裁に関するガイドライン

#### (1) 北本市議会ソーシャルメディアにおける情報発信の定義

このガイドラインにおいて「北本市議会ソーシャルメディアにおける情報発信」(以下「情報発信」といいます。)とは、次に掲げる情報を、ＳＮＳを用いて不特定多数の者に提供することをいいます。

- ア 北本市議会ホームページ、広報きたもと及び議会だよりに掲載済の情報
- イ その他必要と認められる情報

#### (2) 議長の決裁が必要な情報発信

下記(3)議長の決裁が不要な情報発信に該当しない情報発信は、議長の決裁を経て行う必要があります。

#### (3) 議長の決裁が不要な情報発信

次に掲げる場合は、議長の決裁を経ずに情報発信を行うことができます。

## (修正案)

- ア すでに周知されている北本市議会ホームページ、広報きたもと、議会だより等に掲載済情報について再度情報発信を行う場合。
- イ 議会及び委員会の進行状況、結果などについて情報発信を行う場合。

### 4 情報発信にあたっての基本原則

#### (1) 情報発信にあたっての基本ルール

- ア SNSを利用した投稿に対するコメントについては、返答を行わない。
- イ 行政に係る広報の公共性、中立性及び品位を損なってはならない。
- ウ 法令、条例等を遵守すること。
- エ 公序良俗に反してはならない。
- オ 市及び市議会の名誉を損傷し、又は信用を損なってはならない。
- カ 個人、団体等を誹謗中傷する内容の情報発信をしてはならない。
- キ 著作権、知的所有権、肖像権等を侵害してはならない。
- ク 政治活動、宗教活動、選挙活動等に関する情報発信をしてはならない。
- ケ 個人情報の掲載は、北本市個人情報保護条例（平成3年条例第42号）を遵守すること。また、顔の判別ができる写真又は映像を掲載しないこと。ただし、当該個人情報に係る個人が本人の個人情報の掲載について了承した場合は、この限りではない。
- コ 北本市議會議員としての自覚と責任を持った発言をすること。
- サ 正確で、誤解を与えない情報発信に努めること。
- シ 他の利用者とトラブルが起きないように、冷静・誠実な対応を心がけること。

#### (2) 具体的な「してはならない」事例

- ア 相手が誰であろうとも、不敬な（悪口や相手を馬鹿にするなど）言い方、発言をすること。
- イ 人種、思想、信条、居住、職業などで差別する発言、差別を助長させる発言をすること。
- ウ 違法行為を煽るような発言をすること。
- エ 正否が確認できない情報（噂や流説など）を発信すること。
- オ わいせつな内容を発信すること。
- カ 職務上知り得た秘密（一般的に知られていない、知らせてはいけない情報）を発信すること。
- キ 北本市、北本市議会及び他者の権利を侵害する情報を発信すること。
- ク 重要施策の意思形成過程における情報（検討中の素案、それに対する個人的な意見など）を発信すること。

### 5 SNSを利用した投稿、ツイート（発言）ポスト等について

情報発信にあたっての基本原則に反しなければ、SNSを利用した投稿、ツイート（発言）ポスト等（以下「投稿等」といいます。）をする内容などに制限はありません。ただし、私的内容の投稿等をするなど、市議会のSNSにふさわしくない投稿等をすれば、市民のほか、一般の方々から「議員としての自覚に欠ける」と言われかねません。品位

## (修正案)

と節度ある内容を心がけてください。インターネットで利用されるSNSでは、対応を誤ると一気に批判にさらされ、対応に多大な労力を要することになりかねませんので、利用にあたっては十分に留意してください。

## 議会改革特別委員会 今後の日程案

11月17日 (月) 13：30～

以下案 12月2日 (火) 予算決算常任委員会終了後

12月12日 (金) 市政に対する一般質問終了後

1月9日 (金) 10：00～

1月17日 (土) 市民との意見交換会（仮称）  
文化センター3階 第3会議室  
9：30～11：30